

□ 明細書発行体制等加算

当診療所では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出下さい。

□ 生活習慣病管理料Ⅱ

2024年6月1日施行の診療報酬改定における厚生労働省の指針に従い「高血圧症」「糖尿病」「脂質異常症」のいずれかを主病とする患者様は従来の「特定疾患療養管理料」から生活習慣病管理料Ⅱへ移行し、患者様個々に応じた療養計画書に基づく、より総合的な治療管理を行います。また状態に応じて、医師の判断のもと、28日以上処方やリフィル処方を行う場合があります。